【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年 2 月14日

【四半期会計期間】 第18期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)

【会社名】 株式会社フォーバル・リアルストレート

【英訳名】 Forval RealStraight Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 武 林 聡

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷二丁目7番5号

(平成23年12月7日から本店所在地 東京都渋谷区神宮前五丁目52番2号が上記のように移転しております。)

【電話番号】 03 - 5468 - 6900(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 早 川 慎 一 郎

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷二丁目7番5号

【電話番号】 03 - 5468 - 6900(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 早 川 慎 一 郎

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第17期 第 3 四半期累計期間	第18期 第3四半期累計期間	第17期
会計期間		自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高	(千円)	356,529	434,970	465,360
経常損失()	(千円)	53,389	60,108	72,293
四半期(当期)純損失()	(千円)	48,792	46,991	66,255
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)			
資本金	(千円)	100,000	146,505	146,505
発行済株式総数	(株)	143,530	177,600	177,600
純資産額	(千円)	21,620	7,149	53,927
総資産額	(千円)	52,984	90,854	110,320
1 株当たり四半期 (当期)純損失金額()	(円)	339.95	264.59	455.11
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
1株当たり配当額	(円)			
自己資本比率	(%)	53.8	0.0	42.6

回次	第17期 第 3 四半期 会計期間	第18期 第 3 四半期 会計期間
会計期間	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額() (円)	167.41	10.34

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 2 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
 - 3 第17期、第17期第3四半期累計期間及び第18期第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失が計上されているため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

当社は、前々事業年度に4事業年度ぶりに営業利益を計上したものの、前事業年度において再び営業損失を計上し、当第3四半期累計期間においても引き続き営業損失を計上しております。

これにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

2 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成23年10月3日に、株式会社フォーバルと当社の顧客名簿を一部譲渡する契約を締結いたしました。

契約締結の理由

当社は、より一層経営資源を不動産関連業務に集中するために、中部地区の顧客名簿および首都圏地区の一部の顧客名簿を譲渡し、不動産関連収益の拡大の強化をいたします。また譲渡によりグループ会社との顧客の住み分けが明確になり、相互の顧客への働きかけが更に円滑に進められるためであります。

契約の相手会社の名称

株式会社フォーバル

締結の時期

平成23年10月3日

契約の内容

当社の中部地区の顧客名簿及び首都圏地区の一部の顧客名簿の譲渡

契約金額

15,323千円(税込)

契約の締結による営業活動等への影響

本契約の締結により、不動産関連事業により一層注力することができるようになり、将来の収益改善が 見込まれますが、現時点において将来における営業活動への影響について合理的な見積を行うことは困 難であります。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第3四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の復興・復旧需要の期待はあるものの、欧 米の金融不安の問題等による海外経済の減速と歴史的な円高の長期化により、幅広い業界での企業活動 の停滞や消費意欲の低下がみられる等、依然として先行きが不透明な状況となっております。

このような経済環境の中、東京都心 5 区 (千代田・中央・港・新宿・渋谷区)のオフィスビル市場においては、平成23年12月末時点の平均空室率が9.01%となり、前事業年度末比で小幅に改善されています。(注)

その一方で、東京都心 5 区の平成23年12月末時点における平均賃料は前年同月比で653円(3.71%)下落し16,932円/坪となり、引き続き調整局面が続いております。(注)

当第3四半期累計期間において、当社は引き続き顧客企業の移転時における、不動産物件の仲介から内装工事、各種インフラの整備やオフィス機器・什器の手配までをトータルにサポートするソリューション事業を中心に事業活動を進めてまいりました。

不動産仲介等の売上高については、前四半期会計期間比で125%増と大幅に増加いたしました。

内装工事等の売上高につきましては、工事完了が第4四半期会計期間に期ずれしたことにより、当第3半期会計期間の売上に寄与できなかった案件が当初見込みを大幅に上回ったことから、前四半期会計期間比で48%減少いたしました。しかしながら、受注ベースでの件数・金額は前四半期会計期間比でそれぞれ38%増、40%増となっており、増加傾向が続いております。

以上の結果、当第3四半期累計期間の経営成績は、売上高が434,970千円と前年同四半期と比べ78,441 千円(22.0%)の増収、営業損失が60,346千円(前年同四半期は53,402千円の営業損失)、経常損失が60,108千円(前年同四半期は53,389千円の経常損失)、四半期純損失が46,991千円(前年同四半期は48,792千円の四半期純損失)となりました。

しかしながら、当第3四半期累計期間の経営成績は会計期間ごとに改善しており、四半期純損失は第1四半期会計期間から第2四半期会計期間にかけて5,048千円改善しており、第2四半期会計期間から第3四半期会計期間にかけては23,724千円(特別利益14,594千円含む)改善しております。

(注)大手不動産会社調べ

(2)財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における総資産は、90,854千円(前事業年度末比19,465千円減)となりました。流動資産につきましては、65,128千円(同32,575千円減)となりました。増減の主な要因としましては、現金及び預金の減少(同44,597千円)並びに内装工事等の売上の増加に伴う売掛金の増加(同9,938千円)があったことによります。固定資産につきましては、事務所移転に伴う有形固定資産の新規取得による増加(同6,271千円)並びに自社サービス用ソフトウェアの取得による無形固定資産の増加(同7,221千円)があったことで、25,725千円(同13,109千円増)となりました。

負債は、83,704千円(同27,311千円増)となりました。増減の主な要因としましては、内装工事等に係る仕入の増加による支払手形及び買掛金の増加(同11,201千円増)、内装工事等に係る前入金の増加による前受金の増加(同6,760千円)等があったことによります。

以上の結果、純資産は、当第3四半期会計期間における四半期純損失の計上等により7,149千円(同46,777千円減)となり、自己資本比率は、前事業年度末の42.6%から0.0%となりました。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4)研究開発活動

(5)従業員数

当第3四半期累計期間において、提出会社の従業員数の著しい増減はありません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第3四半期累計期間において、生産、受注及び販売実績が著しく増加しております。

これは、従来取次契約でありました内装工事等を今期からは顧客との直接的な関係性を構築するために、直接契約をすることとしたためであります。

(7)主要な設備

新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第3四半期累計期間に著しい変動があった設備は、次のとおりであります。

新設

Webプログラム等の設備投資により、無形固定資産のソフトウェアが7,221千円増加しております。 なお、当事業年度の設備投資予定金額7,000千円に対して、当第3四半期累計期間における投資実績は7,286千円となっております。

(8)事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は 改善するための対応策

当社は、前々事業年度に4事業年度振りに営業利益を計上したものの、前事業年度において再び営業損失を計上し、当第3四半期累計期間においても引き続き営業損失を計上しております。これにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社においては、当該状況を解消し黒字化を図ることが取り組むべき最優先課題であると考えており、以下に示す施策に取り組んでいる最中でございます。

・ソリューション事業の強化及び収益力の向上

不動産物件の仲介から内装工事、各種インフラの整備やオフィス機器・什器の手配までを行うソリューション事業においては、引き続き取り組みを強化してまいります。具体的には、物件情報の充実、駅すぱあと・Googleマップの組込み等、平成23年8月に完了いたしましたナビサイトのリニューアルにより集客を強化した結果、当第3四半期会計期間のナビサイトへの自然検索訪問者数は、前四半期会計期間比で437%増と飛躍的に増加いたしました。また、当第3四半期会計期間の問合わせ件数は前四半期会計期間比で172%増となり、こちらも飛躍的に増加しております。さらに、問合せチャネルの複線化としての紹介営業や代理店の構築、グループ会社顧客への働きかけ強化等による紹介案件の創出については、前四半期会計期間比で51%増となり、こちらも順調に推移しております。以上より当第3四半期会計期間においては受注件数・受注金額は、それぞれ前四半期会計期間比で38%増・40%増となっており、引き続き各取り組みを強化してまいります。また、コスト面につきましては事業全体レベルでフォーバルグループのリソースと共有化を図り、引き続き低コストオペレーション化に取り組むことで、収益力の向上を図ってまいります。

・事業基盤の強化

ナビサイトや代理店等からの紹介、グループ会社顧客への働きかけ等、不動産関連業務の問い合わせからオフィス仲介、内装工事、各種インフラ・オフィス機器、オフィス什器の手配までの各プロセスの数値管理を徹底することと、業務フロー・役割分担を明確化することによる顧客対応レベル及びサービスレベルを継続的に向上させることで、事業基盤の強化を図ってまいります。

EDINET提出書類 株式会社フォーバル・リアルストレート(E05528)

四半期報告書

あわせてコーポレートスローガンである「「見つかる」「創る」「活かす」」のリリースや、「FRSの強み」のリリース、当社ナビサイト「オフィス移転navi」の認知度向上のためのオリジナルエコバッグの作成やノベルティの作成・配布等、コーポレートブランド構築のための施策を随時実施しております。

当社といたしましては、以上の施策を実施することによって、事業等のリスクに記載した重要事象等を 解消できるものと考えております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	710,400	
計	710,400	

【発行済株式】

種類	第 3 四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年 2 月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	177,600	177,600	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株の採用はありません。
計	177,600	177,600		

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成23年11月22日 取締役会決議(第3回新株予約権)				
決議年月日	平成23年12月7日			
新株予約権の数(個)	5,300(注) 1			
新株予約権のうち自己新株予約権の数				
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式			
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,300(注) 1			
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,155(注) 2			
新株予約権の行使期間	平成25年12月8日~平成27年12月7日			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,155 資本組入額 1,078			
新株予約権の行使の条件	1.新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役および従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了、定年による退任者および正当な理由がある場合として当社の取締役会が承認した場合はこの限りではない。 2.新株予約権の質入れその他の担保設定は認めない。 3.その他新株予約権の行使に関する条件については、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する契約に定める。			
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議に よる承認を要するものとする。			
代用払込みに関する事項				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3			

⁽注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。 なお、当社が株式分割、株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

- 2.割当日後、当社が当社普通株式につき、次の(1)または(2)を行う場合は、それぞれ次の算式(以下、「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。
- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 株式分割・株式併合の比率

(2) 当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合(ストックオプションの権利行使による新株の発行および公正発行価額による公募増資を除く。)。

| 既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1 株当たり払込金額 | 新規発行使価額 = 調整前行使価額 × | 新規発行前の株価 | 既発行株式数 + 新株発行による増加株式数

- (3)上記(1)(2)に定める場合のほか、割当日後行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に調整する。
- 3.当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社設立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1.で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (5)新株予約権を行使することができる期間
- 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入れ額」に準じて決定する。
- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8)新株予約権の取得状況

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(9)新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年12月31日		177,600		146,505		46,505

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

			十成23年12月31日現在
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 177,600	177,600	
単元未満株式			
発行済株式総数	177,600		
総株主の議決権		177,600	

⁽注) 当第3四半期会計期間末現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載する ことが出来ないことから、直前の基準日(平成23年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、優成監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社では、子会社は休眠中であり、重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。したがって四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】 (1)【四半期貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	54,553	9,956
受取手形及び売掛金	43,749	53,688
その他	5,302	9,463
貸倒引当金	5,902	7,980
流動資産合計	97,703	65,128
固定資産		
有形固定資産	887	7,158
無形固定資産	1,411	8,632
投資その他の資産		
差入保証金	9,732	9,529
その他	1,720	1,531
貸倒引当金	1,135	1,126
投資その他の資産合計	10,317	9,934
固定資産合計	12,616	25,725
資産合計	110,320	90,854
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	20,952	32,154
未払金	20,772	29,776
未払法人税等	1,608	813
賞与引当金	1,778	3,378
関係会社整理損失引当金	92	678
資産除去債務	1,617	-
その他	9,570	16,902
流動負債合計	56,393	83,704
負債合計	56,393	83,704
純資産の部		
株主資本		
資本金	146,505	146,505
資本剰余金	46,505	46,505
利益剰余金	145,993	192,984
株主資本合計	47,018	26
新株予約権	6,909	7,122
純資産合計	53,927	7,149
負債純資産合計	110,320	90,854

(2)【四半期損益計算書】 【第3四半期累計期間】

(単位:千円)

	前第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
売上高	356,529	434,970
売上原価	215,677	289,062
売上総利益	140,852	145,908
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	15,052	56,092
その他の人件費	84,814	29,508
その他	94,387	120,653
販売費及び一般管理費合計	194,254	206,255
営業損失()	53,402	60,346
営業外収益		
受取利息	11	5
受取手数料	-	285
雑収入	0	12
営業外収益合計	12	304
営業外費用		
支払手数料	-	67
雑損失	<u> </u>	0
営業外費用合計		67
経常損失()	53,389	60,108
特別利益		
賞与引当金戾入額	500	-
事業譲渡益	6,041	14,594
その他	19	-
特別利益合計	6,561	14,594
特別損失		
リース解約損	274	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	243	-
本社移転費用	-	210
関係会社整理損失引当金繰入額	259	585
特別損失合計	776	796
税引前四半期純損失()	47,605	46,311
法人税、住民税及び事業税	713	713
法人税等調整額	474	33
法人税等合計	1,187	679
四半期純損失()	48,792	46,991

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期累計期間

(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
減価償却費	363千円	2,307千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1.配当金支払額

該当事項はありません。

2.基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3.株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前事業年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第3四半期累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1.配当金支払額

該当事項はありません。

2.基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3.株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前事業年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日) 当社は、ソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第3四半期累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日) 当社は、ソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純損失金額	339円95銭	264円59銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額()(千円)	48,792	46,991
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る四半期純損失金額()(千円)	48,792	46,991
普通株式の期中平均株式数(株)	143,530	177,600

⁽注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり四半期純損失が 計上されているため、記載しておりません。

EDINET提出書類 株式会社フォーバル・リアルストレート(E05528) 四半期報告書

2 【その他】

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 2 月13日

株式会社フォーバル・リアルストレート 取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 公認会計士 須永 真樹 印 業務執行社員 公認会計士 須永 真樹 印

指定社員 公認会計士 狐塚 利光 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フォーバル・リアルストレートの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第18期事業年度の第3四半期会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フォーバル・リアルストレートの平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

- (注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2.四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。